

令和6年6月27日

てん菜作付者 各位

芽室町農林課長

令和6年度てん菜作付奨励総合対策事業助成金の交付申請について（通知）

令和4年度から令和7年度（4輪作）の期間において実施する標記助成金について、令和6年度の交付申請を受付しますので、下記のとおりお手続きをお願いします。

なお、今年度より助成対象を拡大していますのでご確認ください。

記

1 対象者

芽室町において、てん菜を作付する農業者及び町内に事業所を有する法人であって、飼料用作物（牧草・デントコーン）を除く作付面積のうち18%以上30%未満の割合でてん菜を作付したものの。

2 提出期限

令和6年7月31日（水） 期限厳守

※提出期限を過ぎた場合は交付できませんので御注意ください。

3 申請方法

(1) WEBフォームでの申請（下記アドレス、またはQRコードを読み込み回答）

<https://logoform.jp/form/FzdT/638913>



(2) 助成金交付申請書を直接持参またはメール、FAXで提出

芽室町ホームページの農林課の「農業関係者のみなさまへ」から助成金交付申請書（第1号様式）をダウンロードいただけます。

【提出先】芽室町役場庁舎2階 農林課

メールアドレス：n-kikaku@memuro.net

FAX:0155-62-3757

4 提出書類

(1) **令和6年度第3期作付面積確認書**（発行されていない場合は類似の作付面積が確認できる書類）

5 申請時に必要な情報

(1) てん菜作付面積

(2) 飼料用作物を除く作付総面積（※休耕地を含む）

(3) 助成金の振込先口座情報

※（1）（2）は第3期作付面積確認書等、（3）は通帳等でご確認ください。

6 その他

事業の概要は裏面を御覧ください。

7 問合先

芽室町農林課農林企画係

Tel 62-9725 Fax 62-3757 e-mail n-kikaku@memuro.net

（農林企画係）

てん菜作付奨励総合対策事業

町では、近年のてん菜作付減少に歯止めをかけ、適正輪作体系の維持、製糖工場を有する本町経済、他産業の発展のため、平成26年度支援事業を実施してきました。令和4年度から令和7年度の4年間は、輪作体系の適正化を目的に下記対策を実施しておりますが、2カ年が経過しててん菜を取り巻く状況の変化に伴い、中間年の令和5年度に見直しを行いました。つきましては、令和6年度以降の支援策について、下記のとおり実施いたします。

1 助成金の対象者と取組と金額

・適正な輪作体系作付助成事業

芽室町において、てん菜を作付する農業者及び町内に事業所を有する法人であって、飼料用作物（牧草・デントコーン）を除く作付面積のうち**18%以上30%未満**の割合で、てん菜を作付した場合に、てん菜作付による適正な輪作体系と判断し、てん菜の作付面積に対し、10aあたり**650円**を助成する。

例) ①てん菜の作付面積が7.58ha(758a)

飼料用作物を除く作付面積が30.50ha(3,050a)

$758a \div 3,050a \times 100 = 24\%$ (助成対象)

$@650円/10a \times 758a = 49,270円$

②てん菜の作付面積が7.58ha(758a)

飼料用作物を除く作付面積が50.50ha(5,050a)

$758a \div 5,050a \times 100 = 15\%$ (助成対象外)

※小数点以下切り捨て

※作付面積での助成金算定となりますので、種子、苗、床土等の購入伝票の提出は必要ありません。(交付申請時にJA第3期実測作付面積確認書を提出、JAの3期実測をしていない方は類似の作付面積が確認できる書類を提出)

9月14日付け

御案内文書

※JAめむろが行う第3期作付面積取りまとめの数値等の活用に同意いただいた方は、添付書類は提出不要になります。



※風害等で2度播種をした場合でも、2倍の助成金とはなりませんので御了承ください。